

4 環境保全のために

- (1) ルール策定に係る取組
- (2) 土づくりと適正施肥
- (3) 廃棄物への適切な対応
- (4) 温暖化防止に係る対応
- (5) 周辺環境への配慮の取組
- (6) 生物多様性への配慮の取組
- (7) IPM の実践

ルール策定に係る取組

63	農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールを設定し、これに基づく対策、検証、見直しを実施。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

農業は土や水、生態系など地域の自然環境を活用します。環境汚染は安全な土や水等を確保できなくなる恐れがあり、持続的な農業経営が困難になりかねません。自らの農業生産活動が環境に及ぼす影響を評価し、環境保全に努めましょう。

また、地域活動等に参加し、地域社会と良好な意思疎通を図りましょう。

特にリスクを下げるためには、「①事故の発生確率を下げる。②発生時に被害の範囲や影響度を極力小さくする。③被害を補償、補填、修繕する。」が重要です。

昨今の気候変動で気象災害が増えていることから、環境を保全する農業が大切です。

実践項目

1 ほ場地図など農場の基本情報を確認しながら、周辺環境や使用する資源を把握し、環境汚染の起こりやすさ及び環境に対する影響の大きさを日ごろから確認し、リスク評価する。	共通
--	----

農作業の際、農薬等の資材の使用方法や、機械使用時の温室効果ガスの発生・騒音といった、環境に影響のある農作業や場所をあらかじめリストアップし、作業員全員に注意点を周知するほか、発生頻度や影響の大きさからリスク評価をしましょう。

例) 発生頻度 多 × 影響の大きな事故 = リスク大
(水質汚染による水生生物の死亡など)

発生頻度 少 × 軽微な事故 = リスク小
(過剰施肥による環境負荷など)

※環境への影響の大きさ…自然の回復力では修正できない等、地域や水質、土壌汚染、地球環境に与える影響で判断します。

2 リスク評価に基づき、リスクが高いと評価された労働安全に関する危害要因を除去又は低減するための①対策（農場のルール）の設定、②実施、③検証する。	共通
---	----

環境保全のために、リスク評価した内容を踏まえて以下のような取組を実施することを①ルール化、②実施し、③取組効果について検証し、適切にリスクを低減できない場合は適宜ルールを見直します。

- ・ 過剰施肥を防ぐため、土壌診断結果に基づき施肥設計を立案し、施肥しましょう。
- ・ 農薬を適正に使用し、周辺住民等の周囲への影響のないようにしましょう。
- ・ 農業機械や鳥獣対策の爆音機の使用時間は、騒音を考慮し、早朝等は控えましょう。
- ・ 使用後の被覆資材や農薬の空容器等の廃棄物は適切に分別し、処分しましょう。

関連法令等

- 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）
- 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- 生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）
- みどりの食料システム戦略（令和 3 年 5 月 12 日農林水産省公表）

土づくりと適正施肥

64	堆肥等の有機物等の活用等による土づくり等を通じた適正な土壌管理の実施。	管	労	食	環
-----------	--	---	---	---	---

土壌を農作物の生育に適した条件に整備し、維持することは、極めて重要な基本技術です。

堆肥等の有機物は土づくりや化学肥料の削減に欠かせない資材ですが、資材の特性を理解し、適正量を施用するように努めましょう。

実践項目

1 堆肥や有機質肥料、緑肥等の有機物やバイオ炭を土づくりに有効活用するように努める。	
2 ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き作物残渣等のすき込みによる土づくりに努める。	
3 樹園地については、堆肥の施用が困難な場合、草生栽培や敷きわらによる有機物の供給に努める。	
4 たい肥等の有機物施用や排水対策の実施による土壌の物理性の改善に努める。 適地での不耕起栽培・省耕起栽培等の実施により、土壌への炭素貯留や生物多様性保全に努める。	
<p>(1) 堆肥等の有機物の施用は、土壌の膨軟性・通気性・保水性・透水性の改善に有効です。有機質資材適正施用ガイドラインにより資材の特性を把握し、地域で作成されている施肥基準を参考に栽培する作物に適した施用量を決定しましょう。</p> <p>(2) 堆肥等の有機物自体にも施肥効果があるため、その肥料分を考慮した施肥設計を心掛けましょう。施肥設計には長野県土壌・施肥診断システム『Dr.大地』(Ver. 3.2)を活用することで有機物の施用状況も加味した窒素・りん酸・加里の施肥設計が可能です(利用にあたっては、県農業農村支援センターに相談)。</p>	



【〇】バイオ炭の施用



【〇】緑肥のすき込み

写真出典：長野県

土壤診断施肥診断支援システム「Dr.大地」



『Dr.大地』(Ver.3.2) トップ画面

出典：長野県

- 長野県「有機質資材適正施用ガイドラインについて」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/yukishitsushizai.html>

関連法令等

- 地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について
 （平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）
- 家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針
 （令和2年4月30日付け農林水産省公表）
- 農林水産省 農業技術の基本指針（平成28年改定）
- みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）
- 長野県みどりの食料システム戦略推進計画（令和5年3月28日長野県及び77市町村公表）


土づくりと適正施肥

65	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥計画を立て、計画に基づく施肥の実施。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

肥料の過剰な施用は、過繁茂や生育障害による収量・品質の低下だけではなく、生産コストの増加、地下水汚染や河川への流出など環境への負荷にもつながります。

土壌診断を実施してほ場の土壌条件を把握し、適正な施肥の実践に努めましょう。

実践項目

1 土壌診断を実施し、土壌中の肥料成分の残留状況を把握し、過剰な施肥にならないよう、適切な施肥設計を行い、施肥する。	
栽培ほ場単位に土壌診断を実施し、ほ場の土壌条件や作物の生育状況、前作の収量等の把握し、「土づくりガイドブック」や地域の施肥基準等を参考に地域での作物や品種に応じた必要養分量等の作物特性を把握したうえで、適正な施肥につながる施肥の設計と実践に努めましょう。また局所施肥技術や肥効調節型肥料等の環境負荷軽減につながる施肥法に積極的に取り組みましょう。	

- 長野県「有機質資材適正施用ガイドラインについて」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/yukishitsushizai.html>
- 長野県「信州の環境にやさしい農産物認証制度」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/sedo.html>



関連法令等

- 地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について
 （平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）

66	土壌の侵食を軽減する対策の実施。	管	労	食	環
-----------	-------------------------	---	---	---	---

土壌は降雨や強風によって侵食を受けることにより、作土層が失われていくことになります。侵食を受けやすいほ場については、野菜等の未作付期間に土壌被覆性のある緑肥作物の作付等をしましょう。

実践項目

1 傾斜地等では、強い降雨による土壌侵食から、畦畔等を保護する対策を実施する。	
水田においては、植物で被覆するなど、畦畔の管理を行いましょう。	
2 必要に応じて、降雨や風などによる土壌侵食を軽減する対策を実施する。	
<p>(1) 侵食を受けやすいほ場では、不耕起栽培の実施を検討しましょう。</p> <p>(2) 等高線に沿った畝立てを行ったり、侵食により生じた溝は速やかに修復する等、耕うん整地上の改善策に取り組みましょう。</p> <p>(3) 未作付期間への土壌被覆性のある緑肥等の作付や草生栽培により、降雨による流亡や強風による風食から土壌の侵食を防ぎましょう。</p> <p>(4) 緑肥の作付けは、土壌の物理性・化学性の改善にも大きな効果が期待できます。</p> <p>(5) 緑肥は、地域の栽培基準等を参考に適期播種し、侵食防止効果が期待できる生育量を確保しましょう。</p> <p>(6) 風向きを考慮した畝立ての実施や防風垣、植生帯の設置をしましょう。</p> <p>(7) 堆肥の施用等による土壌の保水性・透水性の改善をしましょう。</p>	



【〇】春先の風食を防止するために緑肥作物を作付したほ場

関連法令等

写真出典：長野県

- 地力増進基本指針（平成 20 年 10 月 16 日付け農林水産省公表）
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について
（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）

廃棄物への適切な対応

67	<p>ほ場※及び農産物取扱施設で発生した排水（排水中の栄養成分を含む）やそれに含まれる植物残渣、廃棄物等の適切な管理。 ※きのこは「ほ場」を「ホダ場」に読み替える</p>	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---


農業生産活動により、農場からは様々な排水が出ますが、これは環境汚染の原因となりうるだけでなく、農業生産活動で使う水の汚染にもつながる恐れがあります。

排水の発生状況について把握するとともに、適切に排水を処理し、排水の発生量の削減に努めましょう。

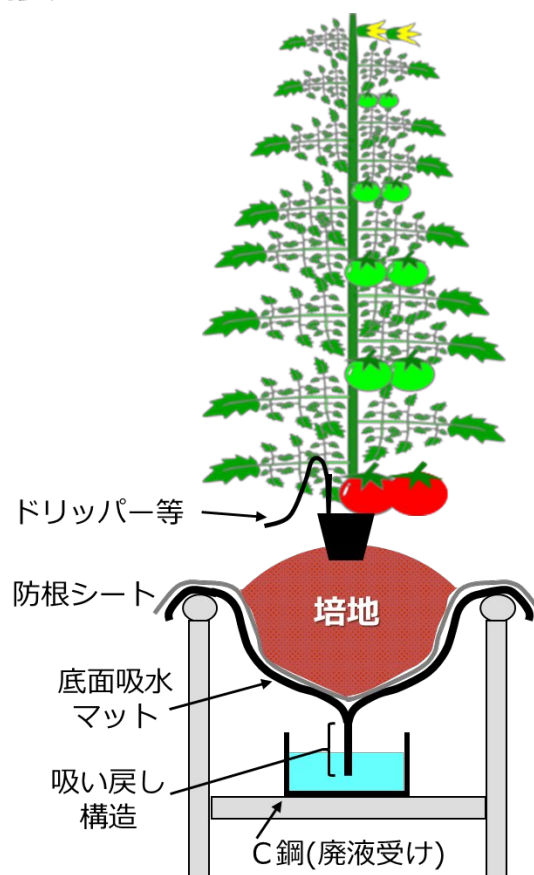
実践項目

1 農場から発生する排水について把握する。	共通
農場から発生する排水（機械類の洗浄水、農薬散布機器の洗浄水、農薬の残液、農産物の洗浄水、培養液の排液など）について把握しましょう。	

2 排水について適正に処分する。	共通
排水や農薬散布機器等の洗浄液等を直接、河川などに流し込むと水源を汚染し、水生生物が死亡するなどのおそれがあります。排水については、排水柵や沈殿槽を設け、泥や植物残渣等を取り除きます。洗浄場所については、河川等の水系への影響のない場所で洗浄を実施し、洗浄液由来での汚染がないようにします。	

3 養液栽培では培養液を回収して再調整し、これを循環利用することにより廃液の排出量を最大限低減させる。	
養液栽培で使用された養液が排液として河川等の水系に流入すると環境汚染につながるため、排液量を極力減らす栽培管理が望まれます。養液の更新時や栽培終了時には排液中の無機成分をできるだけ少なくするほか、土耕栽培の作物の液肥への利用やハンモックベンチ吸い戻し式栽培の導入等により、環境負荷を減らすとともに、生産コストの抑制を図ることが望まれます。	

ハンモックベンチ吸い戻し式の概要



【O】ハンモックベンチ吸い戻し式の利用

出典：長野県

- H29 長野県普及技術「廃液を出さない養液栽培方式「ハンモックシステム吸い戻し式」はトマト及びカラーピーマンの栽培に適する」

<https://www.agries-nagano.jp/wp/wp-content/uploads/2018/06/2017-2-h02.pdf>

※上記へアクセスする前に、以下より「普及技術の取扱いに関する同意について」を行ってください。

https://www.agries-nagano.jp/research_result_search

- 空容器および使用残農薬の処分についてのガイドライン（農薬工業会）

<https://www.jcpa.or.jp/user/guideline.html>

関連法令等

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

- 環境と調和のとれた農業活動規範について

（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）

廃棄物への適切な対応

68	農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残渣等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を実施。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

環境保全のために廃棄物は発生状況を把握したうえでリサイクル等の削減に努めるとともに、適切に処分しましょう。廃棄物の不適切な焼却は、原則として法律で禁止されています。また、農産物への汚染を防ぐため、廃棄物は農場内で適切に分別・一時保管しましょう。

実践項目

1 農場から出る廃棄物を把握し、削減する。	共通
<p>農業は事業活動であり、排出される廃棄物の把握と、削減に努める必要があります。まず、農場から出る廃棄物を把握し、削減の方法を検討します。それでもやむを得ず発生する残渣等については、以下のような取組を検討します。</p> <p><取組例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作物残渣の削減 ⇒せん定枝を炭化・チップ化し土壌中へ還元／土壌へのすき込み／堆肥原料や飼料への活用 ・プラスチックの削減やリサイクル率向上の取組 ⇒生分解性マルチの導入／プラスチック肥料被覆の流出対策の実施（水田排水口への網設置等） 	

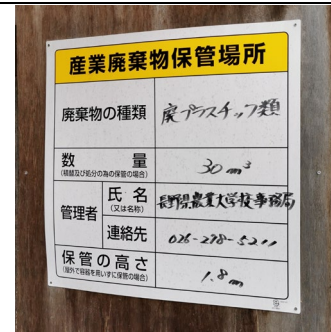
2 農場から出る廃棄物を適切に分別・保管する。	共通
<p>農産物の汚染を防ぐため、廃棄物は処分するまで適切に一時保管する必要があります。特に廃棄物による農産物の汚染や周辺住民への影響のないよう、廃棄物は農産物や周辺住民に影響のない場所に一時保管するほか、農場の衛生管理と円滑な処分のため、廃棄物は分別して保管しましょう。</p>	



【×】農薬の空き容器が野ざらしの例



【○】廃棄物を分別するための表示



【○】保管場所の表示

写真出典：(左) (中) 農業ナビゲーション研究所、(右) 長野県

3 農場から出る廃棄物を適切に処分する。	共通
<p>農業生産に伴う廃棄物は、産業廃棄物や事業系一般廃棄物として、法に従い適正な処理を行うことが農業者に義務づけられています。特に、法令で規定されている産業廃棄物（不要農薬及び空容器ほか、マルチ、ビニール、育苗箱等の廃プラスチック、金属類、廃油等）は、マニフェスト（※）制度により、農業者は適正処理を最後まで確認し、マニフェストを5年間保存しておかなければなりません。</p> <p>なお、市町村やJA等が、定期的に不用農薬や農薬空容器、廃プラスチックを回収している場合があります。作物残渣等も含めて、処分方法を自治体へ確認しましょう。</p> <p>野焼きは、煙や悪臭が近隣住民の迷惑になるほか、原則法律で禁止されているため、産業廃棄物として適正に処分しましょう。（例外：営農に際しやむを得ない廃棄物の焼却）</p>	

※マニフェスト（産業廃棄物管理票）…農業者が処理を委託した廃棄物が契約内容通りに運搬や適正処分がされたか確認する伝票。農業者は各業者から運搬・処理終了を記載したマニフェストを受け取ることで、委託内容どおりに産業廃棄物処理が行われたことを確認できる。発行の流れは以下の通り。

①農業者が処理を委託する際に、マニフェストに廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入する。⇒②収集・運搬業者が処分業者へ廃棄物及びマニフェストを渡す。⇒③処分業者が処分実施後、農業者へマニフェストを返却する。



【○】 マニフェストの例



【×】 不必要な野焼きの実施

写真出典：長野県

- 農林水産省「環境と調和のとれた農業生産活動規範(作物の生産)点検活動の手引き」
https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_kihan/pdf/tebiki.pdf
- 長野県「農作物の残茎等の適正な処理について」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/zankeishori.html>

関連法令等

- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について
 (平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
 (平成 7 年法律第 112 号)
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成 12 年法律第 116 号)
- 食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号)
- 悪臭防止法 (昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号)
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範 (共通規範) 等について (令和 3 年 2 月 26 日付 2 生産第 2170 号農林水産省生産局長通知)
- きのこ廃培地の適正利用 (通知) について (平成 18 年 12 月 7 日付け 18 農技第 69 号農政部長通知)

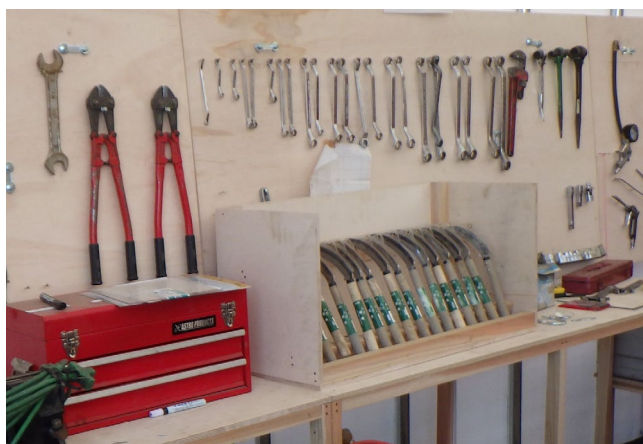
廃棄物への適切な対応

69	農場内の整理・整頓・清掃・清潔の実施、農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却の回避。	管	労	食	環
-----------	--	---	---	---	---

農場内を整理・整頓し、常に衛生的にしておきましょう。また、作業場などは定期的に清掃する習慣をつけ、清潔に保ちましょう。

実践項目

1 作業に使用する備品や整備用工具、消耗品の管理。	共通
<p>(1) 要るものと不要なものを分け（整理）、すべての農機具、備品に保管場所を決めましょう（整頓）。</p> <p>(2) 作業が終わったら適正な処理（拭く、洗浄等）で汚れを取り（清掃）、綺麗に管理しましょう（清潔）。</p> <p>(3) 清掃記録表などを作成し、定期的実施する仕組みを作りましょう。また、使用した作業者を記録し、紛失した場合にすぐに対応できるように管理します（習慣）。</p>	



【〇】 姿見で整理整頓された工具等



【〇】 整理整頓された包丁

写真出典：長野県

2 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却の回避。	共通
<p>不要なもの（廃プラスチックや空袋、農業機械の部品など）の処理は、運搬や処分の資格を有する産業廃棄物運搬業者・処理業者に委託しましょう。</p> <p>※廃棄物の処理は No. 68 も参照のこと</p>	

関連法令等

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）
- 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 生産第 2170 号農林水産省生産局長通知）

70	農薬は、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

環境への負荷をできる限り低減するため、農薬の散布液が残ることがないように、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ散布液を調製し、使用した計量機器等を適切に洗浄しましょう。

実践項目

1 農薬散布前に服装や散布機器等の準備などを整える。	共通
<p>(1) 農薬の調合は、農薬原液に接触する恐れがあるため、農薬散布同様に手袋やマスク等の防護装備を装着して行いましょう。</p> <p>(2) 散布機械の故障等による、「調製した農薬の廃棄」、がないよう、散布機械が適切に動作するか、前回使用した農薬が残っていないか等、確認・点検しましょう。</p>	

2 農薬は使い切りできるように調合するよう努め、残った場合は適切に処理し、農薬残液の処理記録をする。	共通
<p>(1) 薬液が残らないよう、農薬のラベルに表示されている単位面積当たりの使用量と農薬を使用する面積から必要な量だけ計量し、必要な散布量を調製しましょう。</p> <p>(2) 農薬の調合は、農薬のラベルの指示に従います。ラベルの記載どおりに希釈するため、校正された計量カップや台秤などの計量器を使用し、水平な場所で計量します。なお、薬剤の調製は、農作物や用水路・河川から離れた場所で行いましょう。</p> <p>(3) 調合に使用した計量カップ等は、農薬成分が残らないように十分洗浄し、計量機器は拭取り等を行います。環境汚染を防ぐため、洗浄時のすすぎ水は希釈水として農薬タンクに入れて合わせて調製しましょう。</p> <p>(4) もし農薬が残ったら、適切に処理し、河川等への直接排水は絶対にやめましょう。</p>	



【O】 秤、計量容器の用意

写真出典：農業ナビゲーション研究所

●農林水産省「農薬コーナー」

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>

関連法令等

●農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）

温暖化防止に係る対応

71	温室効果ガスの削減に資する取組等の実施。	管	労	食	環
----	-----------------------------	---	---	---	---

農業生産活動といえども、化石燃料や電力を消費すれば温室効果ガスである二酸化炭素が発生します。まずは農場でのエネルギーの使用量を把握し、それぞれの営農条件においてエネルギーの節減や二酸化炭素の排出抑制に取り組むことが大切です。

実践項目

1 施設・機械等でのエネルギーの使用に際しては、常に節減に取り組む。	共通
2 電気配線等の点検を行い、適正な利用につとめる。	
<p>(1) 農場で使用しているエネルギーの種類（電気、燃料等）を把握し、使用量を伝票等から把握し、記録し、使用量を前月や前年と比較し、使用量の削減方法を検討しましょう。</p> <p>(2) 非効率なエネルギーの消費を避けるため、エネルギーを多く使用する施設・機械については、適切に使用し、定期的な清掃・点検整備を行うとともに破損箇所は補修しましょう。電気系統の事故や、漏電防止にもつながります。</p> <p>(3) 機械の運転日程の調整や作業工程の管理により、効率的な機械の運転を行いましょう。</p>	
3 ハウスの適切な温度管理といった燃料等の節約につながる取組み等の省エネ対策に取り組む。	共通
<p>変温管理など効果的・効率的なハウスの温度管理を導入するほか、循環扇の利用や多層被覆栽培等の燃料の節約につながる取組みを行いましょう。不要な照明のこまめな消灯など、エネルギーの節約につながる取組みを行いましょう。</p> <p>また、施設・機械の更新にあたっては、必要とする機能や能力を満たす条件の中で、できるだけエネルギー効率の良い方（照明器具のLED電灯への変更等）を選びましょう。</p> <p>使用するエネルギーについて、再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電等）への切替えを検討しましょう。</p>	



【〇】農機具の定期的な点検



【〇】循環扇の設置によるハウスの省エネ対策

写真出典：(左) 農業ナビゲーション研究所、(右) 長野県

4 ほ場由来の温室効果ガスの削減に取り組む。



水田からのメタンの排出等、ほ場そのものからも温室効果ガスが排出されるため、以下の温室効果ガスの排出削減の取組を検討しましょう。

＜畑等＞

根圏部分への局所施肥や、緩効性性肥料の施用といった手法で一酸化二窒素の排出を削減できます。

＜水田＞

中干し期間を慣行の日数に対して1週間延長することにより、メタンの発生量を約30%程度削減できるほか、水田での稲わらのすき込みを春の実施から秋の実施に変えることで、メタンの発生量を約50%削減できます。

＜ほ場への炭素貯留＞

以下の取組により、ほ場へ炭素を貯留することで温暖化対策につなげることができます。

- ・ 土壌への堆肥や緑肥等の有機物の継続的な施用
- ・ 難分解性であるバイオ炭の施用
- ・ ほ場に残すと病害虫がまん延する可能性のある場合を除く作物残渣のすき込み
- ・ 不耕起又は省耕起栽培の実施

5 リターナブルコンテナの使用など、ゴミの減量に向けた取組を行う。



出荷用ダンボールの代わりにリターナブルコンテナ等を用いることは、流通コストの削減や省資源効果にもつながります。出荷先に応じて積極的に取り組みましょう。ゴミの減量化は生産者サイド、流通サイドにとって共通の課題でもあります。

- 農林水産省「農業機械の省エネ利用マニュアル-平成20年度数値化改訂版-」
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/pdf/nouki_manual2.pdf
- 一般社団法人 日本農業機械化協会「農業機械の省エネ利用マニュアル-平成27年度版-」
<https://nitinoki.or.jp/pdf/20160418.pdf>
- 農林水産省「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート(改定3版)」
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/ondanka/attach/pdf/index-66.pdf>
- 農林水産省「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル(改定2版)」
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/ondanka/attach/pdf/index-112.pdf>
- 農林水産省「ヒートポンプ導入による省エネ・営農改善事例集」
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/ondanka/attach/pdf/index-30.pdf>
- 農林水産省「みどりの食料システム戦略」 技術カタログ
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/catalog.html>
- 長野県「長野県における農業環境負荷低減事業活動の実施に関する技術指針」
https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/sangyo/nogyo/shisaku/documents/gizyut_sushishin230606.pdf

関係法令等

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）
- みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）
- 長野県みどりの食料システム戦略推進計画（令和5年3月28日長野県及び77市町村公表）

周辺環境への配慮の取組

72	周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策の実施。	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

継続的な農業経営のためには、周辺の方々の理解が必要です。

農業生産活動において、農業機械の使用に伴う騒音や振動及び煙、不適切な農薬散布は、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

特に住宅地に近接する農地において作業をする場合は、周辺住民や子ども等、周辺環境に配慮しなければなりません。

実践項目

1	農業生産活動に伴う、周辺環境へのトラブル等の実態について把握する。	共通
<p>自らの農場の周辺環境、住民の方々を把握し、周りの人や施設に迷惑をかけていないか、過去にトラブルとなったことがないか、自治体や自治会組織に相談が持ち込まれていないか、把握しましょう。</p> <p>住民と良好な関係を維持できれば、生産活動への協力も得られます。迷惑をかけていないかの情報把握のため、積極的にコミュニケーションを取りましょう。</p> <p>なお、環境へのリスクに周辺住民への迷惑行為も含めて抽出、検討することでトラブルを未然に防ぐことも大切です。</p>		

2	周辺環境へのトラブル等がある場合は、作業内容について見直すなど、対策を実施する。	共通
<p>周辺住民等からの相談内容を踏まえ、適切に配慮する対応をとりましょう。</p> <p><取組例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械操作の騒音トラブル→作業時間を見直し、深夜早朝の作業はしない ・ 鳥獣対策の爆音機の騒音トラブル→深夜・早朝に作動しないよう、設定を見直す ・ 農作物の残茎の処理（野焼き）によるトラブル <ul style="list-style-type: none"> →廃棄物の削減の検討と、堆肥等への活用への検討 ・ 堆肥、きのこの廃培地等の臭気による苦情 <ul style="list-style-type: none"> →保管場所の移動、堆肥化の促進とその完熟化、堆肥切り返し作業時に回覧等による周辺への周知 ・ 農業機械の公道走行への苦情 <ul style="list-style-type: none"> →タイヤ等から泥が公道に落ちないように清掃し、落とした場合は取り除く 「低速車マーク」を表示する／アタッチメントには灯火器類を追加する など 		

3	栽培基準、防除基準などを確認し適切に防除する。	共通
<p>(1) 農薬は、病害虫の発生や被害の有無に関わらず定期的に散布をするのではなく、病害虫の早期発見に努め、発生状況に応じて栽培基準、防除基準に記載されている農薬により適切に防除しましょう。</p>		

(2) 病害虫に強い作物や品種の選定、病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり、人手による害虫の捕殺、防虫網の活用などにより、農薬の使用回数及び量を削減しましょう。

4 農薬の散布にあたっては、周辺住民等へ影響がないように注意する。

共通

(1) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向きなどに注意するとともに、粒剤などの飛散が少ない剤型の農薬を使用したり、飛散を抑制するノズルを使用するなど、農薬の飛散防止に最大限配慮しましょう。

(2) 農薬を散布する場合は、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について、十分な周知に努めましょう。

特に、農薬散布区域の近隣に学校、通学路などがある場合には、学校や保護者などへの周知を図り、農薬散布の時間帯を最大限配慮しましょう。

●長野県「鳥獣害防止用爆音機による騒音防止について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/bakuonki.html>

●農作物の残茎等の適正な処理について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/zankeishori.html>

●農林水産省「残留農薬のポジティブリスト制度と農薬のドリフト対策について」

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_drift/

●環境省「農薬飛散による被害の発生を防ぐために」

https://www.env.go.jp/water/nouyaku/hisan_risk/leaflet1.html

関連法令等

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

●環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）

●悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

●きのこ廃培地の適正利用（通知）について（平成18年12月7日付け18農技第69号農政部長通知）

●農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）

●農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）

●住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日付け25消安第175号、環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）

周辺環境への配慮の取組

73	農薬使用時における周辺作物・生態系・周辺住民等への影響の回避。	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

農薬は適正に使用されていない場合、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

住宅地に近接する農地において農薬を使用する際は、周辺住民や子ども等の健康被害が生じないようにするため、農薬飛散防止対策をとらなければなりません。

実践項目

1 農薬使用時における周辺作物・生態系・周辺住民等への影響を回避する。	共通
<p>(1) 近隣住民や周辺の生産者、有機農産物栽培者及び養蜂業者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等について情報提供を行いましょ。また、散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図りましょ。</p> <p>(2) 飛散の少ない剤型・飛散低減ノズルの使用に努めるとともに、風のない又は風が弱い日、時間に農薬を散布して自農場の農薬散布によるドリフトを防いだり、周辺の農家に連絡をし、収穫時期を教えてもらう等、ドリフトの影響を少なくするよう努めます。また、防風ネットの設置や、畦畔への背の高い緑肥の栽培を検討します。</p> <p>(3) くん蒸剤を使用する場合、被覆することが農薬のラベルに指示されている場合には、必ず被覆等を行います。</p> <p>(4) 生物農薬を使用する際は、生態系を守るためにラベルの注意事項に従って使用し、殺処分が必要な場合は確実にいましょ。</p>	

関連法令等



- 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）
- 農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成 17 年 12 月 20 日付け 17 消安第 8282 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）
- 住宅地等における農薬使用について（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号、環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）

74	水田代かき後の濁水流出の防止対策の実施。	管	労	食	環
----	----------------------	---	---	---	---

水田は連作が可能な優れた農耕地で、作土層は肥沃な土壌です。水田から表土が流出することは肥沃な土壌を失うばかりでなく、肥料分を多く含んだ濁水の河川への流入は、水系の富栄養化など生態系に深刻な影響を及ぼすなど、水質汚染につながります。

環境と調和の取れた農業生産活動をすすめるため、水田代かき後の濁水を流失させないようにしましょう。

実践項目

1	水田代かき後や除草剤散布後は止水管理をする。	
<p>(1) あぜ塗りの実施・あぜシートの利用により、濁水の流出を防止するとともに、不要な入水や排水をしなくて済むような水管理のしやすい水田としましょう。</p> <p>(2) 代かきは浅水で行い、強制排水は行わないようにしましょう。</p> <p>(3) 止水板を適正に設置しましょう。</p>		
2	田面水に過剰に肥料分が溶出しない施肥を行う。	
<p>(1) 短期間に多量の養分が溶出しない肥効調節型肥料を利用しましょう。</p> <p>(2) 側条施肥田植えにより肥料成分の溶出を防ぎ、肥料の低減も図りましょう。</p> <p>(3) 土壌診断結果等を活かし、必要以上の肥料を施用しないようにしましょう。</p>		

環境保全型農業の推進に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

●農林水産省「環境保全型農業関連情報」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/

関連法令等

●環境と調和のとれた農業生産活動規範について(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)



●地力増進基本指針(平成20年10月16日 農林水産省公表)

周辺環境への配慮の取組

75	水田からの農薬流出を防止する対策の実施。	管	労	食	環
----	----------------------	---	---	---	---

農薬の使用に当たっては、定められた基準に従って適正に使用しなければなりません。水田においては、農薬が用水へ流入することにより周辺環境への影響が危惧されるので、使用方法を遵守し農薬の流出を防止しましょう。

実践項目

1	水田において農薬を使用する場合は、止水期間を守る。	
<p>(1) 水田で農薬を散布した場合は、7日間は水田水を外に出さない水管理を行いましょう。特に、除草剤を使用する時は、農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項を確認し、その内容を遵守しましょう。</p> <p>(2) 止水期間における農薬の流出を防止するため、予め畦畔の整備などをしておきましょう。</p> <p>(3) 農薬使用後に大雨が予想される場合は、農薬の使用を避けましょう。</p>		
2	育苗や育苗箱で使用された農薬の残液や残量は河川に流さない。	
<p>(1) 種子伝染性病害を防止するための種子消毒薬の残液は、農薬廃液処理装置を用いて処理するか、産業廃棄物処理業者に処分を依頼するなど適正に処理しましょう。</p> <p>(2) 苗箱施薬した育苗箱は、薬剤が箱の枠等に付着していますので、水路や河川などで洗わずに適正に処理しましょう。</p>		

●農林水産省「農薬の適正な使用」

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/index.html

関連法令等

- 農薬を使用するものが遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）
- 農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）
- 水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底について（平成23年10月12日付け23消安第3601号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）

76	ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施。	管	労	食	環

生物多様性とは、生物多様性基本法で「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」とされ、人類もその恩恵を享受しています。近年、農業は機械化等による生産性が向上した一方で、環境破壊等により生物多様性を脅かす状況を招いています。

生物多様性を考える場合、まず農場と農場周辺に希少動植物、在来種、外来種等のような動植物が生息しているか認識し、それらにどのような変化があるのかを把握します。

また、日本では鳥獣害対策が重要な地域が増えています。生態系のバランスを考えたうえで、地域の一員として、どのように環境と生物多様性に貢献できるかを考えて活動しましょう。

野生鳥獣による農作物への被害防止のために、集落ぐるみで野生鳥獣を誘引する要因がないかどうか確認しましょう。

また、ほ場内への侵入防止のために侵入防止柵を設置しましょう。

実践項目

1	ほ場内及び周辺に野生鳥獣のエサとなるものがないか確認する。	共通
	廃果の適正処理、田畑の耕起、放任果樹の除去などにより、餌となるものを減らして野生鳥獣を引き寄せない取り組みを行いましょう。	
2	野生鳥獣の侵入を防ぐため、侵入防止柵の設置などの対策を実施する。	共通
	(1) 物理柵や電気柵など、加害獣種に応じた侵入防止策を設置しましょう。	
	(2) 設置した柵は随時点検を行い、弱点を補強しましょう。	



【×】ほ場周辺に放置された廃果



【○】中型獣対策として設置された電気柵

写真出典：長野県

●農林水産省「鳥獣被害対策コーナー」
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/>

関連法令等

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成20年2月21日農林水産省告示第254号）

生物多様性への配慮の取組

77	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施、その他生物農薬等の外来生物を利用する場合の適切な飼養管理の実施。	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

農業生産で使用する外来生物（花粉交配用昆虫や天敵等）が外部へ逃げ出すと生態系に影響を及ぼす可能性があります。特に特定外来生物（セイヨウオオマルハナバチ）の利用の際は、許可を得た上で、定められた飼養条件を守る事が法令上義務付けられています。

実践項目

1	セイヨウオオマルハナバチの飼養許可を取得する。	🌿
(1) ハチの飼養に関する環境省の許可を取得しましょう。1回の許可の有効期間は3年間なので、継続して飼養する場合は期限内に更新するように注意しましょう。 (2) 飼養する施設には許可証のコピーなど、許可を受けたことを示す標識を掲示しましょう。		
2	セイヨウオオマルハナバチを適切に飼養する。	🌿
(1) 栽培施設の全ての開口部をネットで被覆しましょう。 (2) 栽培施設の出入口へは二重の戸を使用するか、またはネットでの二重被覆を行いましょ。う。 (3) 使用後のハチは確実に殺処分しましょう。 (4) 特定外来生物ではない在来のクロマルハナバチへの切り替えも検討しましょう。		
3	生物農薬使用に際しては生態系を乱さないような管理を行う。	🌿🍎🌸
施設栽培に農薬登録が限定された生物農薬を使用する際は、生態系を守るためにラベルの注意事項に従って使用し、殺処分が必要な場合は確実に行いましょう。		



【〇】栽培施設の開口部をネットで被覆

【〇】出入口にネットを二重被覆

【〇】ハウスへの許可証の掲示

写真出典：(左)(中) GAP 取組支援データベース、(右) 光畑雅宏氏

●環境省「セイヨウオオマルハナバチ飼養等許可申請を行う方」

<https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/shiyou/maruhana.html>

関連法令等

- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）
- 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成17年環境省告示第42号）
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第5条に基づくセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用について（平成31年4月19日 環自野発第1904191号 環境省通知）

78	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備（IPMにおける「予防」の取組）。	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

農薬による人の健康、生物の多様性や水系などの周辺環境に対する影響を考慮し、農薬の使用機会そのものを低減することが求められています。

総合的病害虫・雑草管理（IPM）を取り入れ、農薬による病害虫・雑草の防除を行う前に、作物の栽培方法全体を見渡し、病害虫などが発生しにくい栽培環境を作りましょう。

なお、以降のIPMの実践は記録に残し、毎年取組方法の改善を図りましょう。

実践項目

1 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件を整備する（予防）。	共通
<p>（1）健全な種苗を使用しましょう（種子更新・種子消毒の実施、検定済み無毒苗木・種子の使用、病徴や徒長のない苗の使用等）</p> <p>（2）病害虫の発生源（作物残渣、周辺雑草、寄主植物等）を除去しましょう。</p> <p>（3）イネいもち病などの常発地域や特定の病害が発生しやすいほ場では、抵抗性品種を導入しましょう。</p> <p>（4）土壌の排水性の改善を図りましょう。</p> <p>（5）土壌診断に基づく適正な施肥管理を行いましょう。</p> <p>（6）適正な栽植密度で栽培しましょう。</p> <p>（7）土壌病害やセンチュウなどの発生が懸念されるほ場では、土壌消毒を実施したり、輪作体系を導入しましょう。</p> <p>（8）緑肥を活用しましょう。</p>	



【O】ハウス開口部への防虫ネットの設置

写真出典：長野県

●長野県「長野県総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指標」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/kankyo/ipm.html>

関連法令等

●総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について

（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）

●みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）

●長野県みどりの食料システム戦略推進計画（令和5年3月28日長野県及び77市町村公表）

IPMの実践

79	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断(IPMにおける「判断」の取組)。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

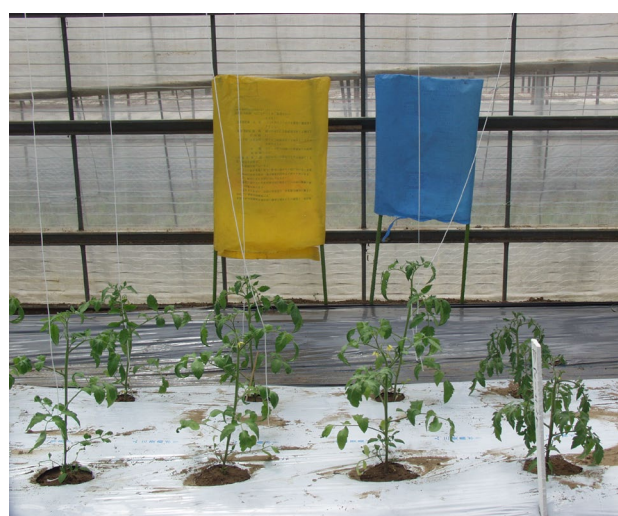
病害虫・雑草の防除は、被害が生じると判断される場合に行うことが基本です。病害虫などの発生状況を把握して防除の必要性を判断しましょう。

実践項目

1 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングを判断する。	共通
<p>(1) 長野県病害虫防除所が発表する発生予察情報やJA、農業農村支援センター等の指導機関から防除情報を入手し、防除タイミングを判断しましょう。</p> <p>(2) ほ場やほ場周辺における病害虫・雑草や天敵の発生状況を観察することにより防除要否及びタイミングを判断しましょう。</p>	



【〇】粘着板の設置による発生予察



【〇】肥料袋を再利用したトラップの例

写真出典：長野県

●長野県病害虫防除所「病害虫発生予察情報」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/bojo/joho/byogaichu/yosatsu.html>

関連法令等

●総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について

（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）

●みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）


●長野県みどりの食料システム戦略推進計画（令和5年3月28日長野県及び77市町村公表）

80	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除（IPMにおける「防除」の取組）。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

病害虫・雑草の防除が必要と判断された場合には、農薬や他の防除方法を適切に組み合わせるなど、効果的・効率的に防除を行いましょう。

あわせて化学合成農薬の使用を減らし、環境負荷の低減にも資する防除に取り組みましよう。

実践項目

1 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用する。	共通
<p>(1) 物理的防除</p> <ul style="list-style-type: none"> ①除草用機械の利用 ②施設栽培、べたがけ栽培、雨よけ栽培、トンネル栽培などによる病害虫の予防 ③太陽熱や熱水を利用した土壌中の病害虫・雑草種子の防除 ④寒冷紗、防虫ネット、袋かけなどによる害虫の侵入防止 ⑤遮光性が高いマルチ栽培による雑草の抑制 ⑥黄色灯による夜蛾類の侵入・産卵の抑制 ⑦粘着シート等による害虫の捕殺 <p>(2) 生物的防除</p> <ul style="list-style-type: none"> ①天敵の放飼、天敵が生存しやすい環境の整備 ②生物農薬の使用 ③除草用動物（アイガモなど）の利用 <p>(3) リスクの低い農薬への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ①性フェロモン剤などによる害虫の交信かく乱・誘殺 ②非散布型農薬（ピリプロキシフェン剤など）の使用 	
 <p>ナミハダニ（左下）を捕食する ミヤコカブリダニ</p> <p>写真出典：長野県</p>	
2 適切な使用方法による防除を実施する。	共通
<ul style="list-style-type: none"> (1) 同一系統薬剤の連続使用を避けた農薬散布（ローテーション散布） (2) 農薬施用量の低減のためのドローン等を活用したピンポイント防除 (3) 農薬散布時の飛散の低減のための飛散防止ノズルの活用 	

●長野県「長野県総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指標」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/kankyoo/ipm.html>

関連法令等

●総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について

（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）

●みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）

●長野県みどりの食料システム戦略推進計画（令和5年3月28日長野県及び77市町村公表）

農林水産省 農業生産工程管理（GAP）に関する情報

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/index.html>

- ・はじめに 農業の「GAP」ってなに？
- ・国際水準GAPの推進について
- ・GAPガイドライン
- ・オンライン学習ツール
- ・資料集（取組事例、GAPに関する調査、GAP指導體制等）
- ・関連予算及び事業の公募状況
- ・相談窓口及びリンク集
- ・GAPに関するイベント情報



https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap_digital.html

- ・国際水準GAPのデジタル化
「国際水準GAPガイドラインの各取組事項に対応した具体的な取組項目」（暫定版）
「国際水準GAPガイドラインの標準的な帳票等の例」（暫定版）



長野県適正農業規範と長野県GAP基準について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/hiryo/gap/gap.html>

- ・長野県適正農業規範
- ・長野県GAP基準
- ・長野県GAP生産者確認表



参考文献等

- ・「国際水準GAPガイドライン」（農林水産省、令和4年3月）
- ・「GAP取組支援データベース」（特定非営利活動法人 農業ナビゲーション研究所）
- ・「日本GAP規範 Ver.1.0」（一般社団法人 日本生産者GAP協会、平成22年5月）
- ・「良い農業を実践するための心得－栃木県GAP規範－」（栃木県、平成23年3月）
- ・「美味しまねゴールド 生産工程管理基準の解説」（島根県、令和4年6月）
- ・「新版『GAP入門』」（田上隆一、田上隆多、石谷孝佑、平成20年3月）

問合せ

組織	機 関 名	住 所	電話番号
県 農政部	<全般> 農業技術課 環境農業係		026-235-7222
	<穀類関係> 農業技術課 農産振興係	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7221
	<果樹・花き関係> 園芸畜産課 果樹・花き係		026-235-7227
	<野菜・菌床きのこ関係> 園芸畜産課 野菜・特産係		026-235-7228
	専門技術員 (農業試験場駐在)	〒382-0072 須坂市大字小河原 492	026-246-2413
	専門技術員 (野菜花き試験場駐在)	〒399-4641 塩尻市大字宗賀字床尾 1066-1	0263-52-3611
県 林務部	<原木きのこ関係> 信州の木活用課 林業経営支援係	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7267
	林業総合センター 特産部	〒399-0711 塩尻市大字片丘字狐久保 5739	0263-52-0600
J A 長野 中央会	営農農政部 営農支援センター	〒380-8614 長野市南長野北石堂町 1177-3	026-236-2019
J A 全農 長野	生産振興部 生産振興課	〒380-8614 長野市南長野北石堂町 1177-3	026-219-3811

長野県適正農業規範

平成25年1月 初 版 発 行
平成29年12月 改 訂 版 発 行
令和6年3月 第2版試行版発行

発行

長野県GAP推進会議

編集

長野県農政部 農業技術課

JA長野中央会営農農政部 営農支援センター

JA全農長野 生産振興部生産振興課

JA長野県営農指導者会議

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/hiryo/gap/gap.html>





長野県



JA長野中央会



光と風と水のハーモニー

JA全農長野